

岩手県告示第845号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成28年11月15日から同年12月6日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

平成28年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 陸前高田市高田町字鳴石42番地5
- (2) 名称 陸前高田市

2 埋立区域

- (1) 位置 陸前高田市小友町字唯出68番1、71番2及び108番地先水面
- (2) 区域 次の基点1から基点5までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点5と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯38度59分05秒40253、東経141度42分36秒70962
- 基点2 北緯38度59分05秒32328、東経141度42分36秒54104
- 基点3 北緯38度59分04秒86995、東経141度42分36秒45718
- 基点4 北緯38度59分04秒47169、東経141度42分39秒22931
- 基点5 北緯38度59分04秒71463、東経141度42分39秒28670

- (3) 面積 858.84平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 3,954.19平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して30日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成31年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。